

令和8年度（2026年度）実施 姫路市職員採用試験 「大学等推薦特別選考」実施要項

令和8年3月2日

1 趣旨

この要領は、令和8年度（2026年度）に実施する姫路市職員採用試験において、大学、大学院、高等専門学校又は高等専門学校の専攻科（以下「大学等」という。）からの推薦を受けた者を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象職種等

- (1) 対象職種 土木職（土木事業の計画・設計及び施工管理等の専門的業務）
建築職（公共施設における設計・施工管理及び建築確認等の指導業務等の専門的業務）
- (2) 採用人数 土木職 10名程度
建築職 数名

※ 採用予定人数の数名とは3～5名を意味します。ただし、退職者等の状況によって、予定人数を超えて採用する場合があります。

3 この特別選考の受験資格

昭和62年（1987年）4月2日以降に生まれた者で、次の(1)及び(2)の要件を満たす者。

- (1) 在学中の大学等から推薦を受けた者であること。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であること。

4 推薦基準

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者のうち、大学等の学部長又は学科長その他これらに相当する職にある者（※1）（以下「学部（科）長」という。）が推薦する者

- (1) 姫路市の求める職員像（※2）にふさわしい資質と能力を有するとともに、学業成績が優秀であると学部（科）長が認める者
- (2) 在籍している大学等を令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みであって、同年4月1日から姫路市に確実に勤務できると学部（科）長が認める者
- (3) 大学等の卒業又は修了後に姫路市職員となることを第一志望とする者

※1 その他これらに相当する職にある者

大学院における研究科長又は専攻長、高等専門学校における学科長又はコース長、高等専門学校専攻科における専攻科長又は専攻長等

※2 姫路市の求める職員像

- ① 現状に満足せず、常に前向きな、意欲・情熱のある職員
- ② 市民との関わりを大切にし、地域に根差した、人間性豊かな職員
- ③ 従来のやり方にとらわれずに、柔軟かつ的確な対応ができる、創造性あふれる職員

5 推薦の人数

- (1) 土木職 各大学等において、2名までとする。
※大学：学部・学科（コース）と研究科から各2名の推薦を行うことは可能。
※高専：学科と専攻科から各2名の推薦を行うことは可能。
- (2) 建築職 各大学等において、1名までとする。
※大学：学部・学科（コース）と研究科から各1名の推薦を行うことは可能。
※高専：学科と専攻科から各1名の推薦を行うことは可能。
- (3) 志望者1名につき出願できる職種は1つとする。

6 出願方法

- (1) 推薦を希望する者は、「令和8年度（2026年度）実施 姫路市職員採用試験「大学等推薦特別選考」案内」（以下「試験案内」という。）を確認し、①**姫路市職員採用試験「大学等推薦特別選考」エントリーシート（様式1）**を作成した上で、必要書類の作成を大学等に依頼する。
- (2) 大学等は、推薦を希望する者を取りまとめ、第4項各号に定める基準により、被推薦者を決定する。決定後は、被推薦者に推薦が決まった旨を連絡し、推薦に必要な②**姫路市職員採用試験「大学等推薦特別選考」推薦書（様式2）**及び③**成績証明書（大学等で定める様式による。）**を被推薦者に交付する。
- (3) 大学等から連絡を受けた被推薦者は、インターネット経由で姫路市職員採用試験「大学等推薦特別選考」に申込みとともに、上記①～③の出願書類を郵送により、姫路市に提出する。
なお、提出は簡易書留によるものとし、封筒表面に「大学等推薦特別選考推薦書在中」と朱書きすること。

7 選考及び選考後の試験日程

次の(1)及び(2)の日程により、選考及び試験を順次実施する。

- (1) 特別選考（第1次試験）
時期：4月 内容：書類選考
- (2) 第2次試験
時期：5月 内容：適性検査、事例式課題論文及び人物試験
※ 試験の日程はあくまで予定であり、試験の合格者に対して別途通知する。

8 試験結果の通知

試験の合否については、受験者全員及び推薦を行った各大学等へ通知するとともに、姫路市職員採用ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 その他

- (1) この要項に記載されていない事項については、試験案内の内容のとおりとする。
- (2) この試験に合格した者であっても、令和9年3月31日に推薦を受けた大学等を卒業又は修了できず、同年4月1日から本市に就業することができない者については、その合格及び採用を取り消す。